

「エコカー減税の基準切替え前の購入がお得である」旨の表示について — 税制改正に関連した広告表示を行う際の留意点 —

今後、国会において審議される予定の自動車関連諸税の改正法案に基づき、店頭や広告等において「エコカー減税の基準切替え前に購入した方がお得である旨について表示したい」との問い合わせが当協議会に寄せられています。

しかしながら、エコカー減税対象車の基準切替えは、今後、国会において関連法案の審議が行われる自動車関連諸税見直しの動向次第であること、また、基準切替え後においても、4月以降、各社が販売促進を図るため、販売条件（値引き、ローン金利等）の見直しを行うことも考えられること等から、必ずしも「お得」と言えるかどうかは不確定であると言えます。

したがって、「エコカー減税の基準切替え前の購入がお得である」旨の表示は、結果的に事実と異なることになるおそれがあり、取引条件について、実際のものよりも有利であるかのように誤認させる不当表示に該当するおそれがあります。

会員の皆様におかれましては、本資料の趣旨を踏まえ、適切な表示（商談の際の説明等含む）を行っていただきますよう、お願いいたします。

（1）エコカー減税の基準切替えについて、店頭や広告等において表示を行う際の留意点

エコカー減税の基準切替え（対象車や減税率の変更）や適用期限の延長が決定していないにもかかわらず、あたかも決定したかのような表示は行わないこと。また、エコカー減税の基準切替え（対象車や減税率の変更）や適用期限の延長が決定した後においても、「新税制スタート前の購入がお得である」旨を断定的に表示する等、取引条件について、実際より有利であるかのように誤認されるおそれのある表示は行わないこと。

《問題となる（おそれのある）表示例》

＜エコカー減税の基準切替え等が決定前の告知＞

- ・エコカー減税 **新基準導入決定！！** ●▲を購入するなら、**今がチャンス！！**

＜エコカー減税の基準切替え等が決定後の告知＞

- ・**●▲を購入するなら新基準適用前の今が絶対お得！！**

ただし、以下のように、事実に基づき早めの検討を促すことは問題となりません。

《問題とならない表示例》

- エコカー減税対象車の基準切替えが検討されています！！

●▲の購入をご検討中の方は、お早めにご相談下さい。＊

※現在検討中のエコカー減税の基準切替え（案）では、●▲はエコカー減税の対象外となる予定で、エコカー減税制度の適用を受けるには、自動車取得税については3月末、自動車重量税については4月末までの登録が要件です。（●月▲日現在の情報であり、今後の国会での審議の状況によっては変更となる場合があります。）

※車種やグレード、オプション、色などにより、登録（届出）までに時間を要する場合があります。

※詳しくは、当社スタッフまでお問い合わせ下さい。

(2) エコカー減税の基準切替え等に関する誤認防止のための対応

エコカー減税の基準切替え等に関する誤認を防止するため、事実に基づき適切な表示（商談時の説明等含む）を行って下さい。

◆平成29年3月31日までの対応

①「エコカー減税の基準切替えや適用期限の延長」が確定するまでの対応

エコカー減税は、基準切替えや適用期限の延長が検討されており、自動車取得税については登録（届出）が4月以降、自動車重量税については登録（届出）が5月以降となった場合は、新基準が適用される旨及び今後国会での審議の状況によっては変更となる場合がある旨を表示すること。

②「エコカー減税の基準切替え」が確定した後の対応

エコカー減税は、基準切替えや適用期限が延長されることとなり、自動車取得税については登録（届出）が4月以降、自動車重量税については登録（届出）が5月以降となった場合は、新基準が適用される旨を表示すること。